

## 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文事前審査基準

小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文事前審査会要項第5により、博士論文事前審査基準を定めるものである。

(審査事項)

- 1 博士論文草稿等は、次に示す事項について審査する。
  - (1) 論文テーマの重要性（論文テーマの学術的・社会的意義及び貢献が明確に意識されているか）
  - (2) 論述の一貫性（テーマに沿って問題が適切に設定され、論述が一貫し、結論が明確に述べられているか）
  - (3) 先行研究及び関連研究に関する理解（計画されている研究テーマに関する先行研究及び関連研究が十分に渉猟され、適切に理解されているか）
  - (4) 研究方法の妥当性（研究方法は、テーマ及び問題設定にふさわしいものか、また、資料・データの取り扱いや分析結果の解釈は妥当か）
  - (5) 独創性（テーマ、問題設定、研究方法又は結論等に評価すべき独創性があるか）
  - (6) 体裁（引照が適切に行われ、学術論文としての体裁が整っているか）

(審査評価)

- 2 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文事前審査会（以下「審査会」という。）による評価は、合格又は不合格とする。審査会は、学生に適切な助言指導を行うとともに、不合格とされた学生に対しては、その理由を説明する。

(博士論文指導Ⅱの成績評価)

- 3 博士論文指導Ⅱの成績評価は、審査会で合格とされた学生について、研究指導教員が小樽商科大学大学院商学研究科履修細則第6条に基づき、秀、優、良、可のいずれかの評価を行う。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。